

三重県適正養殖可能数量設定基準

第1 「三重県漁場改善計画認定取扱要領（令和7年4月18日改正）」第4第7号に掲げる適正養殖可能数量は、養殖水産動植物の種類ごとに、漁場改善計画（以下「計画」という。）の対象水域内の全ての養殖数量について設定する。

第2 適正養殖可能数量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

（1）計画の対象水域において5年以上養殖している水産動植物について、適正養殖可能数量を定める場合 計画申請の前年以前5年間における対象水域内の全ての導入した種苗の数量（藻類養殖及び貝類養殖にあつては計画で定めた養殖施設数）のうち最大値及び最小値を除いた中庸3年間の平均値

（2）計画の対象水域において養殖を開始してから5年を経過していない水産動植物について適正養殖可能数量を定める場合 既に当該水産動植物について適正養殖可能数量を定めている他の計画の対象水域（区画漁業権が設定されている水域に限る。以下この号において同じ。）の面積あたりの数量に新たに適正養殖可能数量を定めようとする計画の対象水域の面積を乗じた数量

2 前項の規定にかかわらず、本要領の施行日前に廃止前の適正養殖可能数量設定要領（22水推第1142号。第4において「旧要領」という。）に基づき数量を設定した場合は、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。

第3 魚類養殖については、前条の規定にかかわらず、一の種類に係る適正養殖可能数量の全部又は一部を他の種類に係る適正養殖可能数量に転換することができる。

2 前項の規定により転換する数量は、別紙に定める係数を乗じて算出するものとする。

第4 計画申請の直近2年間において、導入した種苗の数量（藻類養殖及び貝類養殖にあつては計画で定めた養殖施設数）の実績が適正養殖可能数量（旧要領に基づき設定されたものを含む。以下同じ。）と同程度であつて、これらの期間に係る環境調査の結果、計画の対象水域内の底土表層のAVSの数値の平均が1.5mg/gを超過しなかった場合（藻類養殖にあつては、これらの期間において漁場環境の維持又は改善に支障が生じたと認められない場合）、第2の規定にかかわらず、関係漁協は漁場環境の維持又は改善に支障の生じない範囲内において、当該適正養殖可能数量を増やすことができる。

第5 養殖数量が適正養殖可能数量の範囲内であっても、環境調査の結果、2年間継続して計画の対象水域内の底土表層のAVSの数値の平均が1.5mg/gを超過した場合（藻類養殖にあつては、2年間継続して漁場環境の維持又は改善に支障が生じたと認められた場合）は、第2の規定にかかわらず、関係漁協は漁場環境の維持又は改善に必要な範囲内において、当該適正養殖可能数量を減らすものとする。

第6 本基準の他、適正養殖可能数量の設定に関して必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、令和7年4月18日から施行する。